

郡山市職員健康診断実施要領

平成2年10月22日制定

平成3年8月27日一部改正

平成9年4月1日一部改正

平成10年4月1日一部改正

平成12年4月1日一部改正

平成15年4月1日一部改正

平成16年4月1日一部改正

平成18年4月1日一部改正

平成19年4月11日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成21年4月1日一部改正

平成22年5月13日一部改正

平成24年4月25日一部改正

平成25年4月17日一部改正

平成28年5月12日一部改正

平成30年4月20日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

[総務部職員厚生課]

(対象者)

第1条 健康診断対象者（以下「対象者」という。）は、郡山市職員安全衛生管理規則（平成3年郡山市規則第7号。以下「規則」という。）第2条第1項に定める職員（ただし、規則第20条第3項の各号に掲げるものを除く。）とする。

(健康診断)

第2条 健康診断の種類及び項目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 定期健康診断（全職員）

ア 聴打診 医師による自覚症状及び他覚症状等の有無を検査する。

イ 身体計測 身長、体重、腹囲及び視力を測定する。

ウ 尿検査 蛋白、糖、潜血及びウロビリノーゲンを検査する。

エ 血圧測定 最大血圧及び最小血圧を測定する。

オ 胸部エックス線検査

胸部X線デジタル撮影とする。撮影方向は、40歳未満は正面一方向、40歳以上は正面・側面二方向とする。

カ 血液検査

(ア)血液学的検査

白血球数(W)、赤血球数(R)、血色素測定(Hb)、ヘマトクリット値(Ht)、ヘモグロビンA1c。

(イ)生化学的検査

LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、GOT、GPT、 γ -GTP、ALP、BUN、UA、CREA、T・P、ALB、血糖。

キ 心電図検査 標準12誘導心電図を記録する。

(2) 生活習慣病予防健康診断(30歳以上の職員)

ア 眼底検査 眼底カメラにより毎年交互に片眼を1枚撮影する。

イ 胃がん検診 40歳以上の職員を対象に造影剤を使用しデジタル撮影とする。

ウ 聴力検査 オーディオメーターにより聴力を検査する。

エ 肺がん検診 別紙肺がん検診実施要領による。

オ 大腸がん検診 便潜血反応(2回法)

カ 前立腺がん検診 50歳以上の希望する男性職員を対象にPSA血液検査(前立腺腫瘍マーカー)を行う。

(3) 雇い入れ時の健康診断

ア 聴打診 医師による自覚症状及び他覚症状等の有無を検査する。

イ 身体計測 身長、体重、腹囲及び視力を測定する。

ウ 尿検査 蛋白、糖、潜血及びウロビリノーゲンを検査する。

エ 血圧測定 最大血圧及び最小血圧を測定する。

オ 胸部エックス線検査 胸部X線デジタル撮影、正面一方向とする。

カ 血液検査

(ア)血液学的検査

白血球数(W)、赤血球数(R)、血色素測定(Hb)、ヘマトクリット値

(H t) 、ヘモグロビンA 1 c。

(イ)生化学的検査

LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、GOT、GPT、
γ-GTP、ALP、BUN、UA、CREA、T・P、ALB、血糖。

キ 心電図検査 標準12誘導心電図を記録する。

ク 聴力検査 オージオメーターにより聴力を検査する。

(4) 特定業務に係る検査 (該当職員)

ア B型肝炎抗原

イ B型肝炎抗体価精密測定

ウ トキソプラズマ検査

エ コリンエステラーゼ

オ 尿沈渣鏡検査

カ T-スポット検査

キ 麻しんウイルス抗体価測定

ク 風しんウイルス抗体価測定

(5) 肝炎ウイルス検査(40歳以上で過去に検査を受けていない者のうち希望する職員)

ア C型肝炎ウイルス検査

イ B型肝炎ウイルス検査

(6) 情報機器作業従事に関する健康診断

(実施方法)

第3条 前条に規定する健康診断は、健診機関に委託 (以下「委託健診機関」という。)

し、次の各項に基づいて実施するものとする。

- 2 対象者は、あらかじめ配布された健診録に必要な事項を記入し、実施日程に従って受診するものとする。
- 3 委託健診機関は、実施日程に従って当該対象者の健診録を回収し、記載事項 (所属名、職員番号、住所、氏名その他問診事項) を確認のうえ、前条に規定する健康診断を実施するものとする。
- 4 全国健康保険協会加入の40歳以上の職員については、全国健康保険協会が実施する生活習慣病予防健診を受診する。ただし、前条に規定する健康診断と不足となる項目については、追加して行うこととする。

(実施日程)

第4条 実施日程は、別に定める。

(結果報告)

第5条 委託健診機関は、健診結果を保存した電算処理用媒体と個人結果通知書を検査の日から30日以内に市に報告するものとする。ただし、電算処理用媒体は処理後速やかに委託健診機関に返却するものとする。

(結果通知)

第6条 規則に定める総括安全衛生管理者は、委託健診機関の報告に基づき、所属長を通じて速やかに受診者に通知するものとする。

(精密検査)

第7条 健康診断の結果「要精密検査」と判定された者は、健康保険証を使用して速やかに医療機関で精密検査を受けなければならない。

(管理指導)

第8条 健診の結果「要精密検査」と判定された者又は健康診断を受けなかった者若しくは、健康診断を受けることができなかった者については、規則に定める衛生管理者が精密検査その他健康管理について指導をするものとする。

(委託料)

第9条 委託料は、1件当たりの単価契約とする。

2 契約単価については、別に定める。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成2年10月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年8月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。